



令和7年11月21日（金） 第10350号

目次

ページ

告 示

○保安林予定森林（森林保全課）	2
○家畜伝染病発生報告（農政課）	2
○河川区域変更による廃河川敷地等（河川課）	2
○同	3

公 告

○群馬県屋外広告物条例の規定に基づく略式代執行の実施（都市計画課）	3
○開発工事の完了（建築課）	4
○同	4

■ 告 示

◎群馬県告示第252号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和7年11月21日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 保安林予定森林の所在場所 渋川市赤城町北赤城山字小原峯1007、1008の1から1008の16まで、1008の18から1008の33まで、1008の35から1008の39まで、1008の41から1008の55まで、1008の57、1008の59、1010の1、1010の4から1010の8まで、1010の10、1010の13、1010の14、1010の17、1010の18、1010の20から1010の23まで、1010の25から1010の27まで、1010の30から1010の39まで、1010の42から1010の44まで、1010の46、1010の47、赤城町深山字五郎入533の4、533の5
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第253号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

令和7年11月21日

群馬県知事 山 本 一 太

病名	畜種	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生年月日	発生場所	処置
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	令和7年11月4日	川場村	法令殺

◎群馬県告示第254号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により告示する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部河川課及び群馬県伊勢崎土木事務所において縦覧に供する。

令和7年11月21日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 河川の名称 利根川水系 一級河川広瀬川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 令和7年11月21日
- 3 廃川敷地等の位置 伊勢崎市茂呂町一丁目78番1
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 3300.00㎡

◎群馬県告示第255号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により告示する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部河川課及び群馬県太田土木事務所において縦覧に供する。

令和7年11月21日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 河川の名称 利根川水系 一級河川聖川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 令和7年11月21日
- 3 廃川敷地等の位置 太田市細谷町1427地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 41.65㎡

■ 公 告

群馬県屋外広告物条例（昭和39年群馬県条例第81号。以下「条例」という。）第26条第2項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が令和7年11月26日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により自ら又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行うので、同項ただし書の規定により公告する。

令和7年11月21日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 本件広告物等の種類、特徴及び数量
 - (1) 種類 建植広告物等
 - (2) 特徴 「株式会社桐生丸二織物センター」の文字あり
 - (3) 数量 1基
- 2 本件広告物等の設置場所 沼田市利根町砂川字下ノ平571
- 3 当該措置を命ずべき者 本件広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれを管理する者
- 4 当該措置の内容 本件広告物等を除却すること。

- 5 当該措置を行うべき理由 条例第5条及び第15条の規定に違反しているため。
- 6 本件に関する問合せ先 〒371-8570 前橋市大手町1丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課景観形成係 電話027-226-3652

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和7年11月21日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡明和町矢島825-1、826-1、827-1、835-1、836-1、836-3、837、838-1、838-3、838-4、839-1、839-3、839-4、843-1、850-1、852-1、853-1、855-1、856-1、857-1、864-1、865-1	長野県小諸市御幸町二丁目1番20号 株式会社ツルヤ 代表取締役 掛川健三
2	甘楽郡甘楽町大字金井字北金井248-1、253-5、253-6、248-1先水の一部	富岡市内匠264番地1 ホームランド企画株式会社 代表取締役 小林和美

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和7年11月21日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字五料字橋本162-1、162-3、163-1、163-6	佐波郡玉村町大字五料162-1 東毛清掃株式会社 代表取締役 大月宏明

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111